

広島県通信費経理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

広島県通信費経理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則で「通信費」とは、次に掲げる経費をいう。

- 一 次に掲げる文書発送費
 - イ 総務局総務課（以下「総務課」という。）において取りまとめて発送する本庁各課から差し出された郵便物に係る郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第六十七条第一項及び第三項に規定する料金
 - ロ 総務課において取りまとめて発送する本庁各課から差し出された信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）に係る一般信書便役に要する料金
 - ハ 総務課において取りまとめて発送する本庁各課から差し出された信書（郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。）以外の文書等（以下「宅配便物」という。）に係る宅配便等利用料金
 - ニ 総務課における郵便物、信書便物及び宅配便物の取りまとめに要する資材等の費用
 - 三 本庁及び地方機関等の相互間における庁外递送に係る料金
 - 四 総務課から本庁各課に交付する郵便切手及び郵便葉書に係る代金
 - 五 本庁各課の使用に係る電話料及び電報料
- 六 前各号に掲げる経費のほか、総務課の長（以下「総務課長」という。）がこの規則により取扱うことが適当と認めるもの

第三条第一項中「総務局」及び「（以下「総務課」という。）」を削り、同条第二項中「総務課の長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

第二条第一号及び第二号に掲げる通信費は、その実費の総額に総務課長が通信費経理担当課（前条第二項ただし書の規定により通信費の経理に関する事務を処理する課については、当該課とする。以下同じ。）ごとに定める率を乗じて算定する。

第四条第三項中「第一項ただし書」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 第二条第三号から第五号までに掲げる通信費は、その実費について、本庁各課における

使用実績に応じて、通信費経理担当課ごとに取りまとめて算定する。

第五条中「毎月の文書發送費並びに本庁各課の電話料及び電報料を計算し」を「前条の規定による通信費の算定を月ごとに行い」に改める。

別記様式第一号及び第二号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

通 信 費 支 払 実 績 通 知 書

平成 年 月 日

_____課長 様

総務局総務課長

貴課において使用された平成_____年_____月分の通信費は、次のとおりです。

¥ _____

<内 訳>

(円)

区 分	金 額	備 考
郵 便 料 金		
信 書 便 物 送 達 料 金		
宅 配 便 等 利 用 料 金		
庁 外 通 送 料 金		
郵便切手及び郵便葉書代金		
電 話 料	代 表 電 話	
	直 通 電 話	
	フ ァ ク シ ミ リ	
	国 際 通 信	
電 報 料		
そ の 他		

様式第2号（第6条関係）

通 信 費 払 込 通 知 書

平成 年 月 日

_____課長 様

総務局 総務課長

次により平成_____年_____月_____日までに払い込んでください。

¥ _____

<内 訳>

(円)

区 分	郵便料金	信書便物 送達料金	宅配便等 利用料金	庁 外 通送料金	郵便切手 及び郵便 葉書代金	電 話 料				電 報 料	そ の 他
						代表電話	直通電話	ファクシミリ	国際通信		
月分											
月分											
月分											
月分											
月分											
月分											
計											

注 振替をするときは、「支出負担行為兼支出(公金振替)」で入力し、振替先は納入通知書の記載事項を入力する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。